

教育庁都立学校教育部高等学校教育課 会計年度任用職員
(就学支援金申請認定支援員（産育休代替非常勤職員）） 募集要項

項 目	内 容
職名	就学支援金申請認定支援員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 24 日まで ※ 職員の妊娠出産休暇・育児休業期間の延長や短縮により、当初の任用期間を変更することがあります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 9 月 25 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	教育庁都立学校教育部高等学校教育課 （東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 1 5 階）
職務内容	高等学校等就学支援金申請認定事務等 ア 学校との連絡調整（確認、再提出依頼等） イ 申請に対する審査 ウ 学校・保護者等からの制度の問合せ対応 エ 奨学のための給付金等就学支援事業に関すること オ その他、所管する事務の補助
採用予定人数	1 名
応募資格・ 求められる能力	以下の要件を全て満たす者 ア 協調的かつ意欲的に業務に取り組むことができる者 イ 誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる者 ウ ワード・エクセルを利用した文書作成、表作成、システム操作等のパソコンを使用する業務が支障なくできる者 エ 電話対応、接客及び経理等の事務の経験を有する者 オ 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（退職後を含む。）
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	9 時 0 0 分から 1 7 時 4 5 分まで（常勤職員の例に準じて変更可） 所定勤務時間を超える勤務：無し（ただし、業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。）
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで（常勤職員の例に準じて変更可）
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

	※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 208,100円（令和7年度の額であり、改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。
応募方法	1 提出書類 「会計年度任用職員申込書」を以下の「申込み・問合せ先」宛てに郵送してください。 ※ 応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 ※ 応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。 2 申込期限 令和8年2月19日（木曜日）（必着）
選考方法・日程	1 第一次選考 書類選考 第一次選考の結果は、令和8年2月24日（火曜日）頃に応募者全員に郵送で通知する予定です。 2 第二次選考 面接 第一次選考合格者の面接は、令和8年2月26日（木曜日）または27日（金曜日）の指定する日に実施する予定です。 第二次選考の結果は、3月6日（金曜日）頃に受験者全員に郵送で通知する予定です。第二次選考合格者には併せて電話連絡も行います。
申込み・問合せ先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 経理担当 電話：03-5320-7862